



広島国道事務所からの
お知らせ

- ①令和3年 9月13日 16:00 解禁
- ②令和3年 9月21日 16:00 解禁
- ③令和3年 9月28日 16:00 解禁

令和3年9月6日

同時資料提供先：合同庁舎記者クラブ
広島県政記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

違反車両を撲滅して安全な道路を！

～一般国道2号、185号で特殊車両の指導取締を実施します～

広島国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、広島県警察本部と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。

つきましては、適正な道路管理及び走行車両の安全確保のため、違反車両撲滅を目指し、今年度4回目、5回目、6回目の指導取締を以下のとおり実施しますのでお知らせします。

- 実施日時
- ①令和3年 9月13日(月) 14:00～16:00
 - ②令和3年 9月21日(火) 14:00～16:00
 - ③令和3年 9月28日(火) 14:00～16:00

※雨天、緊急事態宣言等により指導取締を中止する場合があります。

- 実施場所
- ①一般国道2号(上り) 大竹車両計量所
(大竹市黒川一丁目地内:別紙1-1参照)
 - ②一般国道2号(下り) 西条管理所
(東広島市西条町下三永:別紙1-2参照)
 - ②一般国道185号(上り) 呉基地(呉国道出張所)
(呉市広本町一丁目地内:別紙1-3参照)

- 協力機関
- ①広島県警察本部 交通機動隊
 - ②広島県警察本部 東広島警察署
 - ③広島県警察本部 広警察署

- 指導取締内容
- 通行許可書の有無、内容確認及び車両計測等を行い、違反があれば、警告等の指導を行います(別紙2参照)。

- 取材対応
- 報道解禁は、指導取締終了時刻16:00とします。
※取材される際は、事前に下記問い合わせ先【取締担当】へご連絡をお願いします。
※現地では、担当者の指示に従ってください。
※指導取締を行っている時のカメラ取材は可能です。



車両の寸法計測

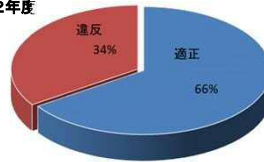


車両の引き込み(広島県警との協力で実施)

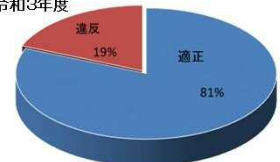
指導取締実施結果

	取締台数	違反台数	うち、措置命令
令和2年度(14回)	93	32	0
令和3年度(3回)	16	3	0

令和2年度



令和3年度



対象車両の約3台に1台が違反

※特殊車両通行許可制度については、別紙3をご参照下さい。

(問い合わせ先)

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所

副所長(管理) 福永 孝敏(ふくなが たかとし)

【取締担当】管理第一課長 藤本 和征(ふじもと かずゆき)

TEL (082) 281-4134 FAX (082) 286-7901

○広島国道事務所ホームページ <https://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>

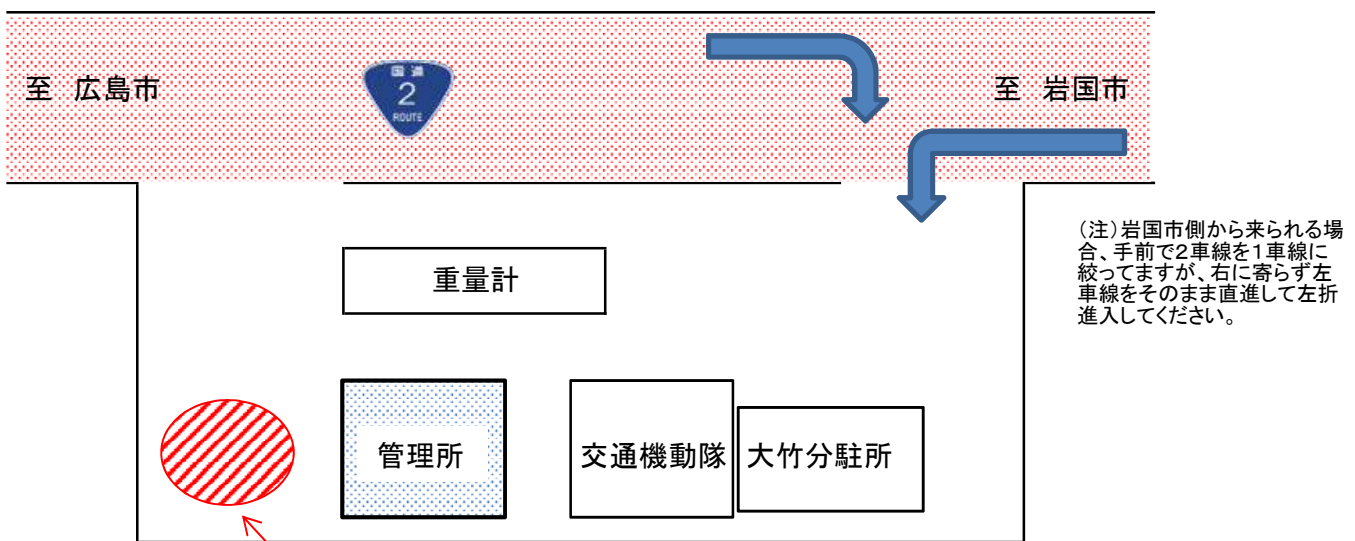
取締箇所(大竹車両計量所) 9月13日(月)14:00~16:00実施

1 位置図



出典:国土地理院「電子国土」を基に
広島国道事務所作成

2 詳細図



取材時の駐車場所

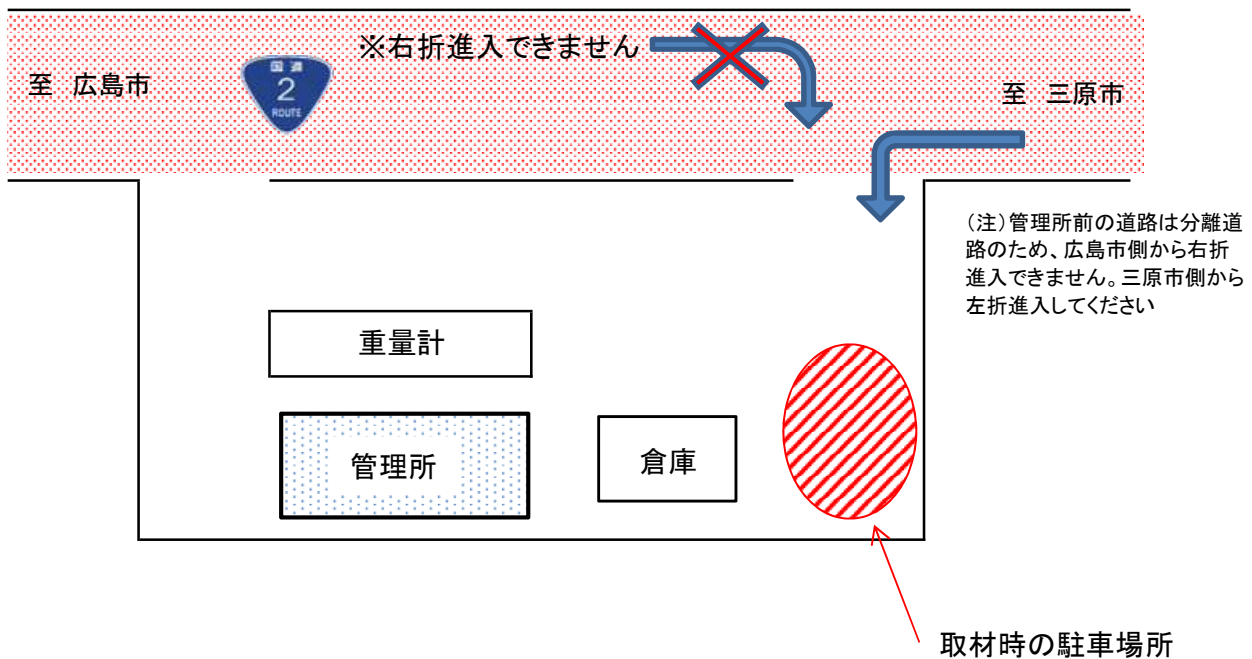
取締箇所(西条管理所) 9月21日(火)14:00~16:00実施

1 位置図

至高屋JCT・IC



2 詳細図

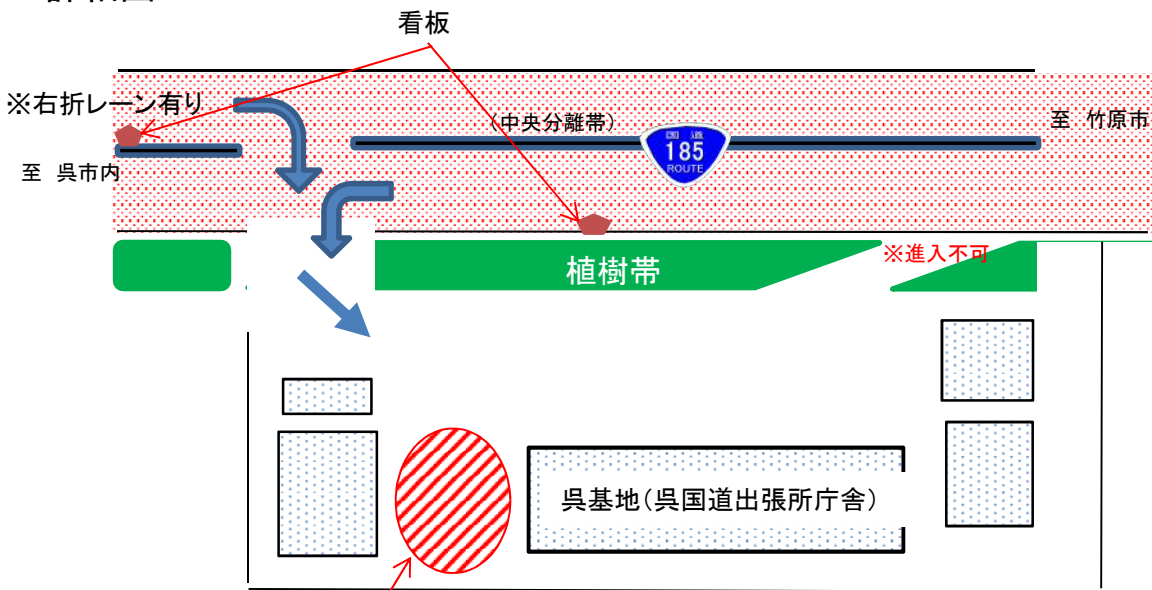


取締箇所(呉基地(呉国道出張所)) 9月28日(火)14:00~16:00実施

1 位置図



2 詳細図



(注) 植樹帯のため、庁舎が道路から直接見えませんが、入口手前に呉国道出張所の看板がありますので、それに注意して進入してください。

指導取締の実施状況



広島県警との協力で該当車両を引込



運転手に通行許可書の提示要請、目的地等の聴取

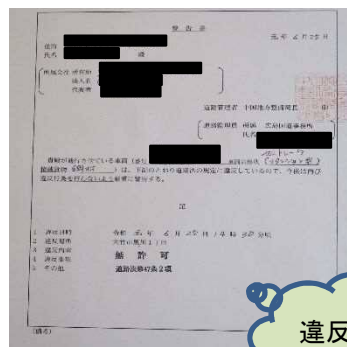
通行許可書(通行経路、通行条件等)の確認
※右はタブレット(電子データ)による許可書の確認



車両の寸法計測



車両の重量計測



違反者には、警告書を発出

道路構造に影響を与えるような重大な違反に対しては、積載物の軽減、走行中止等の措置命令を行う場合もあります

令和元年度には、重量超過の車両2台に対し、積載物軽減の措置命令を行いました。



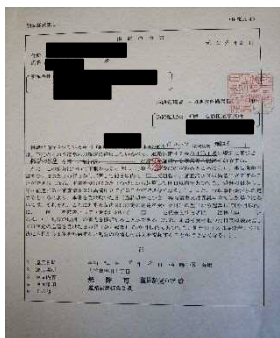
減載前

許可総重量34.99tに対し、実際には13.64t超過の総重量48.64tで通行していた車両に対し、積載物の軽減を命じ、現地で積み替えるまで走行を中止させました。
【令和元年9月5日 大竹車両計量所】



減載後

措置命令書を発出



現地にて積荷の積み替え



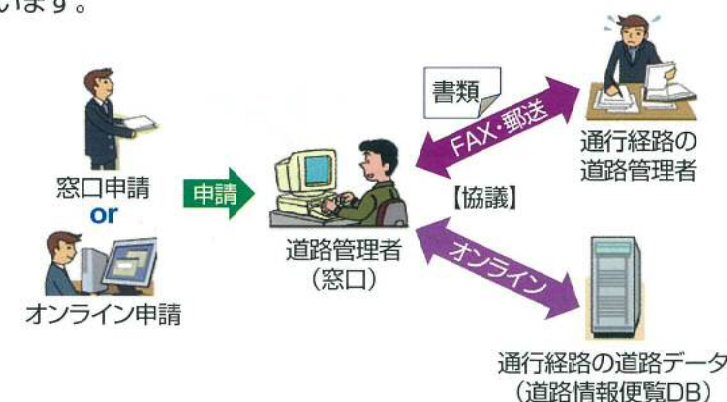
荷主・運送関係の皆様へ 大型車両の 適正な通行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?
道路法に基づき定められた
必要な手続きです

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。



【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。
- 申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!!

申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

中国地方整備局【特殊車両に関する全般及び申請に関する問合せ】

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係情報サイト

提供内容	提供者	URL
特車申請におけるオンライン申請の紹介	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html
全国の道路規制情報	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html
各県・政令市等の窓口	特車運用事務局	http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html

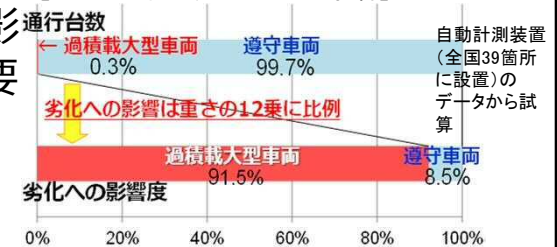
(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0. 3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

【図 道路橋の劣化に与える影響】



⇒ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

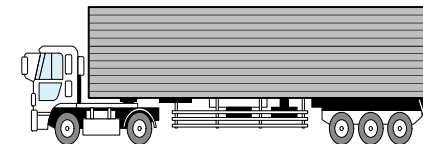
基準×2=54t

27t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)

※なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合であっても、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法104条(無許可)により、100万円以下の罰金等